

福岡県農産物検査機関の登録等に関する事務要領

第1 目的

農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第17条の規定による登録検査機関の登録、法第18条の規定による登録の更新、法第19条の規定による変更登録及び法第20条第3項の規定による農産物検査結果の報告の実施に関し必要な手続きについては、法、農産物検査法施行令（平成7年政令第357号）、農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号。以下「規則」という。）、農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日を定める件（平成13年農林水産省告示第445号。以下「報告規定」という。）等の関係告示及び福岡県農林水産関係手数料条例（平成12年福岡県条例第28号）の定めによるほか、この要領の定めるところによるものとする。

第2 担当課

事務の処理は、福岡県行政組織規則（昭和34年福岡県規則第66号）に基づき、水田農業振興課が行う。

第3 地域登録検査機関の登録等申請

別紙「地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル」に定めるところによるものとする。

第4 農産物検査員証の交付

知事は、規則第14条第2項に基づき、農産物検査員証（別記様式第1号）を交付する。

第5 法第33条第1項の規定による申出

申し出を行うとするものは、申出書（別記様式第2号）を知事に提出しなければならない。

第6 規則第20条の規定に基づく報告書

様式は、報告規定の別記様式の「農林水産大臣」を「福岡県知事」とすること。

附 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。（27水田第3660号）

附 則 この要領は、令和元年6月18日から施行する。（1水田第602号）

附 則 この要領は、令和3年2月4日から施行する。（2水田第2232号）

附 則 この要領は、令和3年8月26日から施行する。（3水田第1702号）

附 則 この要領は、令和4年2月14日から施行する。（3水田第3188号）

附 則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。（5水田第712号）